

豊川市告示第170号

令和6年度及び令和7年度に市が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和5年12月1日

豊川市長 竹本幸夫

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 建設工事にあつては、次に掲げる者
 - ア 発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
 - イ 建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付にあつては審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付にあつては入札参加資格申請日の直前に受けたものであり、かつ、申請日から遡って審査基準日が1年7月以内にあるもの）を受けていない者
 - ウ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（加入義務がない場合を除く。）
- (4) 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基

- づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業の登録を受けていない者
- (5) 入札参加資格の審査の申請（添付書類を含む。）において虚偽の事項を故意に記載した者
- (6) 国税、愛知県の県税及び豊川市の市税等が未納である者
- (7) 「豊川市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け豊川市長・愛知県豊川警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者

2 入札参加資格の審査の申請方法等

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和6年1月4日から同年2月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

令和6年4月1日から令和8年1月30日まで（日曜日等並びに令和6年12月30日、同月31日、令和7年1月2日、同月3日及び同年12月29日から同月31日までの日、令和8年1月2日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（ホームページアドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>）（以下「電子調達システム（CALS/EC）」という。）において必要事項を入力し、送信すること。

詳細については、電子調達システム（CALS/EC）のホームページに掲載されている「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約」、各団体別運用基準、操作手引書及び市が別に定める申請要領等による。

(3) 添付書類

(2)による送信の後、次の書類を添付書類として各1部提出すること。添付書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が(2)による送信の日前3月以内のものとする。

ア 法人の場合

(ア) 履歴事項全部証明書（設計・測量・建設コンサルタント等業務を申請する者に限る。）

法務局登記官が証明したもの

(イ) 納税証明書（国税）

税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「省令」という。）別紙第9号様式（その3の3））

(ロ) 納税証明書（愛知県税）（愛知県に納税義務のある者に限る。）

愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用）

(ハ) 納税証明書（豊川市税）（豊川市に納税義務のある者に限る。）

豊川市が指定する「滞納のない証明書」

イ 個人の場合

(ア) 身分証明書（設計・測量・建設コンサルタント等業務を申請する者に限る。）

本籍地の市区町村長が証明したもの

(イ) 登記されていないことの証明書（設計・測量・建設コンサルタント等業務を申請する者に限る。）

法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの

(ロ) 納税証明書（国税）

税務署が発行した申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（省令別紙第9号様式（その3の2））

(ハ) 納税証明書（愛知県税）（愛知県に納税義務のある者に限る。）

愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用）

(オ) 納税証明書（豊川市税）（豊川市に納税義務のある者に限る。）

豊川市が指定する「滞納のない証明書」

(4) 添付書類の提出期間

ア 定時受付

(2)により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日必着）

イ 随時受付

(2)により送信した日から7日以内必着（ただし、提出期間の最終日が休日等に当たる場合は、その日後の休日等を除く最初の日必着）

(5) 添付書類の提出方法及び提出先

次の場所へ原則として郵送により提出するものとする。

郵便番号442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市役所総務部契約検査課

(6) 申請する営業所

申請は、建設工事にあつては建設業法上の主たる営業所（本社（本店））で、設計・測量・建設コンサルタント等業務にあつては本社（本店）で行うこと。なお、建設工事にあつては、契約を締結する営業所において、建設業法第3条に規定する営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可があること。

3 資格審査

1の競争入札に参加できない者に該当しないことを調査し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより審査する。

(1) 建設工事

競争入札に参加できる者は、別表第1に掲げる業種のうち希望する業種ごとに審査し、等級格付は、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値により行う。

(2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務

競争入札に参加できる者は、別表第2に掲げる業種のうち希望する業種ごとに、年間平均実績高、自己資本額、有資格者数及び営業年数について審査する。

4 資格審査の結果

審査（格付）結果については、令和6年4月1日以降に電子調達システム（CALS／EC）にアクセスして参照する。（書面通知は行わない。）

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日（随時受付にあっては、入札参加資格の決定の日）から令和8年3月31日までとする。ただし、同年4月1日以後新たに入札参加資格者を決定するまでの間に限り、従前に入札参加資格は、なおその効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年度に令和8年度及び令和9年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出するものとする。

6 変更等の届出

登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに電子調達システム（CALS／EC）により変更の手続きを行わなければならない。ただし、定時受付に係る申請後の変更は、令和6年4月1日以降に受け付ける。

7 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ

た者

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 建設工事にあつては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
- (8) 入札参加資格の審査の申請（添付書類を含む。）において虚偽の事項を故意に記載した者

- 8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

- 9 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年国土交通省告示第85号）附則4又は6の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

10 その他

(1) 市長は、この告示に定めるもののほか、入札参加資格の審査等に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

(1) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。

(2) 令和6年度及び令和7年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。

別表第1

入札参加資格審査業種（建設工事）

| | 業 種 | | 業 種 |
|----|-----------------|----|-----------|
| 1 | 土木工事業 | 16 | ガラス工事業 |
| 2 | 建築工事業 | 17 | 塗装工事業 |
| 3 | 大工工事業 | 18 | 防水工事業 |
| 4 | 左官工事業 | 19 | 内装仕上工事業 |
| 5 | とび・土工工事業 | 20 | 機械器具設置工事業 |
| 6 | 石工事業 | 21 | 熱絶縁工事業 |
| 7 | 屋根工事業 | 22 | 電気通信工事業 |
| 8 | 電気工事業 | 23 | 造園工事業 |
| 9 | 管工事業 | 24 | さく井工事業 |
| 10 | タイル・レンガ・ブロック工事業 | 25 | 建具工事業 |
| 11 | 鋼構造物工事業 | 26 | 水道施設工事業 |
| 12 | 鉄筋工事業 | 27 | 消防施設工事業 |
| 13 | ほ装工事業 | 28 | 清掃施設工事業 |
| 14 | しゅんせつ工事業 | 29 | 解体工事業 |
| 15 | 板金工事業 | | |

別表第2

入札参加資格審査業種（設計・測量・建設コンサルタント等業務）

| | 業 種 | | 業 種 |
|---|------|----|------|
| 1 | 建築設計 | 12 | 水産土木 |
| 2 | 設備設計 | 13 | 造園 |

| | | | |
|-----|--------------|-----|-------------|
| 3 | 一般測量 | 1 4 | 都市計画及び地方計画 |
| 4 | 航空写真測量 | 1 5 | 土質及び基礎 |
| 5 | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 1 6 | 鋼構造及びコンクリート |
| 6 | 港湾及び空港 | 1 7 | 建設環境 |
| 7 | 道路 | 1 8 | 地質調査 |
| 8 | 上水道及び工業用水道 | 1 9 | 土地調査 |
| 9 | 下水道 | 2 0 | 土地評価 |
| 1 0 | 農業土木 | 2 1 | 物件調査 |
| 1 1 | 森林土木 | 2 2 | 事業損失 |